

岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議、検討するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が選任する。

- (1) 住民で組織する団体関係者
- (2) 産業界関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) メディア関係者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、平成27年度に選任する委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置き、町長が指名するものを持って充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報償費等)

第7条 町は、推進会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 推進会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、その者に報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部企画地方創生課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。